

○鞍手町財務規則

昭和56年5月19日鞍手町規則第4号

改正

昭和57年5月28日規則第4号
昭和59年8月24日規則第4号
昭和62年3月31日規則第9号
平成元年3月31日規則第3号
平成12年2月9日規則第1号
平成13年3月19日規則第1号
平成14年3月29日規則第2号
平成14年6月25日規則第16号
平成14年9月24日規則第20号
平成18年3月27日規則第7号
平成19年3月30日規則第7号
平成20年3月3日規則第2号
平成24年3月29日規則第9号
平成26年3月25日規則第2号
平成27年3月27日規則第4号
平成28年3月31日規則第11号
平成28年6月28日規則第16号
平成29年3月31日規則第10号
平成29年10月24日規則第20号
平成31年3月29日規則第4号

第4章 支出

第3節 支出の特例

(公共工事の前金払)

- 第73条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事については、当該公共工事に係る契約の相手方（以下「契約者」という。）に対して、特別の事情があるものにつき町長が特に認めた場合を除き、契約金額の10分の3（土木工事、建築工事及び設備工事にあつては、契約金額の10分の4）を超えない範囲内で、2億円を限度として、政令附則第7条の規定により前金払をすることができる。
- 2 政令附則第7条に規定する保証事業会社の保証に係る公共工事の契約について前金払できる契約は、契約金額が1,000万円以上のものに限る。
 - 3 前項の規定により前金払を請求しようとする者は、同項に規定する保証事

業会社が交付する前払金保証証書を町長に寄託しなければならない。

- 4 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払し、又は返還させることができる。
- 5 前払金の支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合、既に支払った前払金を返還させるものとする。
 - (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
 - (2) 町との間の工事請負契約が解除されたとき。
 - (3) 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支出に充てたとき。

(中間前金払)

第73条の2 予算執行者は、前条の規定により前金払を行った公共工事（土木工事、建築工事及び設備工事に限る。）であって、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たすものについては、当該公共工事に係る契約者に対して、契約金額の10分の2に相当する額を超えない範囲内で、1億円を限度として、既にした前金払に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）を行うことができる。

- (1) 履行期間の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により履行期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が、契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 前条第3項から第5項までの規定は、中間前金払について準用する。
 - 3 中間前金払と第121条に規定する部分払は併用できない。

第6章 契約

第1節 契約の方法

(一般競争入札参加者の資格)

第88条 政令第167条の4第2項各号の規定に該当する者は、同項に規定する期間、一般競争入札に参加することができない。

- 2 政令第167条の5第1項の規定による一般競争入札に参加することのできる者の資格は、予算執行者がその都度定める。

(資格の確認等)

第89条 予算執行者は、一般競争入札に参加しようとする者が政令第167条の4第1項及び前条第1項の規定による制限を受ける者でないこと並びに同条

第2項の規定による資格を有する者であることを参加資格審査申請書により申し出させて確認をしなければならない。

- 2 予算執行者は、前項の規定により一般競争入札に参加しようとする者の資格を確認したときは、当該一般競争入札に参加しようとする者に別に定める競争入札通知書により通知するとともに、参加資格者名簿を作成しなければならない。

(入札の公告)

第90条 予算執行者は、一般競争入札に付するときは、当該入札の期日前10日(急施を要する場合にあっては5日)までに、次に掲げる事項を掲示その他の方法により公告しなければならない。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者(以下「入札者」という。)に必要な資格

(3) 入札又は開札の場所及び日時

(4) 契約条項、設計図書等を示す場所及び日時

(5) 入札保証金に関する事項

(6) 入札の無効に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札に関し必要な事項

- 2 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(予定価格の決定)

第91条 予算執行者は、一般競争入札に付するときは、あらかじめ、当該一般競争入札に付する事項の価格の総額について予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。

- 2 予算執行者は、前項の規定による予定価格を定めようとするときは、入札に付する事項の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定しなければならない。

(最低制限価格の決定)

第92条 予算執行者は、一般競争入札に付する場合において、当該契約の履行を確保するため最低制限価格を設ける必要があるときは、前条の規定の例によりこれを定めなければならない。

- 2 予算執行者は、前項の規定により最低制限価格を付するときは、第90条の規定による公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(予定価格調書の作成)

第93条 予算執行者は、予定価格及び最低制限価格が決定したときは、別に定める予定価格調書を作成し、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

2 予算執行者は、開札の際、前項に規定する予定価格調書を開札の場所に置かなければならない。

(入札保証金)

第94条 予算執行者は、一般競争入札に付そうとするときは、入札者に、その者の見積る契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入札者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札者が過去2年間に国(公社、公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、予算執行者が、前号に準ずるものであってその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるとき。

3 第1項に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券、金融機関等の保証をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された証券の価額は、当該各号に定める価額とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債券 額面又は登録金額(発行価額が額面又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に应ずる額)

(4) 金融機関の保証する小切手 保証する金額

(入札の方法)

第95条 一般競争入札の入札者は、別に定める入札書を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所に提出しなければならない。

ただし、その他の情報通信の技術を利用する入札の方法を指定した場合及び

入札の終了後直ちに開札する場合で当該入札者全員が開札に立ち会うときは、封書を必要としない。

- 2 一般競争入札の入札書は、郵便により提出することができる。この場合にあっては、封筒の表面に「何入札書」と明記しなければならない。ただし、その他の情報通信の技術を利用する入札の方法を指定した場合には、入札書の表題部に「何入札書」と明記し、送信しなければならない。
- 3 前項の規定により郵便又はその他の情報通信の技術を利用する方法で差し出す場合にあっては、開札時刻までに到達しなかったものは、当該入札はなかったものとする。
- 4 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
- 5 前項の代理人は、同一入札において2人以上の代理人となることができない。
- 6 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。
(入札の無効)

第96条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札の入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした2以上の入札書
- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書
(再度入札)

第97条 予算執行者は、政令第167条の8第4項の規定により再度の一般競争入札に付する必要があると認めるときは、当初に入札した入札者のうち、現に開札の場所にとどまっている者に入札をさせるものとする。再度の入札をしてもなお同じときは、また同様とする。

(落札者の決定等)

第98条 予算執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達したものがあるときは、政令第167条の9及び政令第167条の10の規定による場合を除き、収入の原因となる契約にあっては最高の価格をもって入札した者、支出の原因となる契約にあっては最低の価格をもって入札した者を落札者として決定しなければならない。

- 2 予算執行者は、政令第167条の9、政令第167条の10又は前項の規定により落札者を決定したときは、直ちに、その旨を落札者に通知しなければならない。
- 3 落札者は、前項の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

(入札保証金の還付等)

第99条 一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(入札経過の記録)

第100条 予算執行者は、一般競争入札が終了したときは、その経過を別に定める入札結果調書に記録しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第101条 政令第167条の11第2項の規定による指名競争入札に参加することのできる者の資格は、予算執行者が別に定める。

(指名競争入札の参加者の指名)

第102条 予算執行者は、指名競争入札に付そうとするときは、入札者を、3人以上指名しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第89条第2項に規定する競争入札通知書により当該入札者に通知しなければならない。この場合において、第90条に規定する公告期間を確保し通知するものとする。

(指名競争入札に係る関係規定の準用)

第103条 第88条第1項及び第91条から第100条まで(第95条第2項及び第3項を除く。)の規定は、指名競争入札をする場合について準用する。この場合において、第92条第2項中「第90条の規定による公告」とあるのは、「第102条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

(随意契約の範囲)

第104条 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げる以外のもの 50万円

(随意契約の見積書の徴取)

第105条 予算執行者は、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合は、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約者が特定される時。
 - (2) 市場価格が一定している場合にあつて、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。
 - (3) 1件の契約金額が5万円未満の物品の購入又は修繕をする時。
 - (4) 同一の品質及び規格で販売店により価格が異なる物品を購入するとき。
 - (5) 災害その他の事由により緊急に必要とする物品の購入又は修繕の契約を締結しようとする時。
- 2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その目的又は性質上見積書を徴することが適当でない時認めるときは、当該見積書を徴しないことができる。この場合において、見積書に代えて精算書、計算書その他当該契約に係る金額を証するものを徴しなければならない。

(随意契約の予定価格等)

第106条 第91条から第93条まで（第92条第2項及び第93条第2項を除く。）の規定は、随意契約について準用する。ただし、特に必要がない時認めるときは、予定価格調書の作成を省略することができる。

(せり売り)

第107条 予算執行者は、せり売りをしようとする時は、職員を指定し、当該職員をしてせり売りをさせなければならない。ただし、特に必要と認めるときは職員以外の者からせり売り人を選び、職員を立ち合わせてせり売りを行うことができる。

- 2 第88条から第91条まで、第93条、第94条、第99条及び第100条の規定は、せり売りについて準用する。この場合において、第89条第1項中「参加資格審査申請書」とあるのは「せり売り参加資格審査申請書」、第100条中「入札結果調書」とあるのは「せり売り結果調書」と読み替えるものとする。

第2節 契約の締結

(契約書の作成)

第108条 予算執行者は、契約を締結しようとする時は、次に掲げる事項を記載した別に定める契約書（当該契約に係る約款を含む。）を作成しなければならない。ただし、契約の内容によりその記載事項の一部を省略することができる。

- (1) 契約の内容
- (2) 契約履行の場所
- (3) 契約の履行期限又は期間
- (4) 契約金額
- (5) 契約金の支払の時期及び方法

- (6) 監督及び検査に関する事項
 - (7) 契約保証金に関する事項
 - (8) 当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅滞損害金、
違約金その他の損害金に関する事項
 - (9) 不可抗力による損害の負担に関する事項
 - (10) 瑕疵担保責任に関する事項
 - (11) 契約の変更及び解除に関する事項
 - (12) 契約に関する紛争の解決方法
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行について必要な事項
- 2 建設工事請負契約に係る契約書には、その附属書類として品名、数量等を記載した工事費内訳明細書、工程表、図面、設計書及び仕様書を添付しなければならない。ただし、予算執行者が契約の性質その他特別の事由によりその添付の必要がないと認めるときは、その添付を省略することができる。
- 3 予算執行者は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和30年9月1日鞍手町条例第21号）に規定する議会の議決に付すべき契約については、議会の議決を得た場合に本契約として成立するものとし、当該議決を得ることができなかった場合には契約を締結しなかったものとする旨の文言を当該契約書に付記しなければならない。
- 4 予算執行者は、前項の事案について議会の議決を得たときは、速やかにその旨を契約者に通知しなければならない。

（契約書作成の省略）

第109条 予算執行者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 第104条の規定により契約を締結するとき（不動産の買入れ又は売払いに係るものを除く。）。
 - (2) 国（公社、公団等を含む。）又は地方公共団体若しくは公共団体と契約するとき。
 - (3) せり売りに付するとき。
 - (4) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取りるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、随意契約について予算執行者が契約書を作成する必要がないと認めるとき。
- 2 予算執行者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の内容、履行期限、契約金額その他必要な事項を記載した別に定める請書その他これに準ずる書類を契約者から徴さなければならない。ただし、契約の内

容により予算執行者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

(契約保証金)

第110条 予算執行者は、契約を締結するときは、落札決定の日から契約締結の日までの間に契約者に契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付させなければならない。

2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社等と公共工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約者が過去2年間に国(公社、公団等を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。

(6) 第104条の規定により契約を締結するときに、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 国(公社、公団等を含む。)又は地方公共団体と契約するとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、その性質上必要がないと予算執行者が認めるもので、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 第1項に規定する契約保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券、金融機関等の保証をもって代えることができる。この場合において、担保として提供された証券の価額は、当該各号に定める額とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 第94条第3項各号に掲げるもの 当該各号に定める金額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 保証する金額

(契約の変更等)

第111条 予算執行者は、必要があると認めるときは、契約者と協議し、又は契約者からその責めに帰さない理由により履行期限の延長をしたい旨の申出があったときは、これを調査して、当該契約の内容を変更することができる。

2 予算執行者は、前項の規定により、契約の内容を変更しようとするときは、速やかに第108条及び第109条の規定による手続の例により変更契約書を作成し、又は変更請書その他これに準ずる書類を提出させなければならない。

(契約の解除)

第112条 予算執行者は、契約の履行に当たり、契約者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該契約を解除することができる。

(1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(2) 契約者の責めに帰すべき理由により履行の見込みがないと認めたとき。

(3) 契約者に当該契約の資格がないことが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、契約に違反する行為があったとき。

2 予算執行者は、前項各号に該当しない場合であっても、やむを得ない事由があるときは契約を解除し又は履行を中止させ若しくはその一部を変更することができる。

3 予算執行者は、契約者がその責めに帰さない理由により契約の解除を申し出たときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、当該契約を解除しなければならない。

4 予算執行者は、前3項の規定により契約を解除するときは、当該解除の理由を付した契約解除通知書により当該契約者に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第113条 予算執行者は、当該契約の履行を確認したとき又は前条第3項の規定により当該契約を解除したときは、速やかに、契約保証金を還付するものとする。

(違約金及び損害金)

第114条 予算執行者は、第112条第1項の規定により契約を解除したときは、契約者から契約金額の10分の1に相当する額以上の違約金を徴収するものとする。

2 前項に規定する違約金は、契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供している場合には、当該契約保証金又は担保をもって充てることのできるものとする。

3 予算執行者は、契約者がその責めに帰すべき理由により履行期限までに契約を履行できなかったときは、損害金として遅延日数に応じ、契約金額に遅延利息の率の割合を乗じて得た額に相当する額の損害金を徴収することができる。

4 違約金及び損害金の徴収については、契約者に対して契約金その他の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは、別にこれを徴収するものとする。

第3節 契約の履行

(権利義務の譲渡)

第115条 契約者は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、予算執行者の承認を得たときは、この限りでない。

2 契約者は、契約の目的物及び検査に合格した工事材料等を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、予算執行者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任等の禁止)

第116条 契約者は、契約履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして、予算執行者の承認を得たときは、この限りでない。

(監督)

第117条 予算執行者は、契約の適正な履行を確保するため、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）は、契約に係る設計図書等に基づき、当該契約の履行について、立会い、工程の管理、履行中途における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督し、契約者に必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることをないようにしなければならない。

(検査)

第118条 予算執行者は、次の各号のいずれかに掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約の履行の確認をするため必要な検査をしなければならない。

(1) 契約者が履行を完了したとき。

(2) 契約履行の完了前の既納部分又は既済部分の全部又は一部の引渡しを求めるとき。

(3) 第121条の規定による部分払を必要とするとき。

2 前項の規定による検査を行う者（以下「検査員」という。）は、契約書、設計図書等に基づいて契約の内容、数量等の確認をするものとし、特に必要があると認めるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。この場合において、検査又は復元に要する費用は、当該契約者が負担するものとし、予算執行者は、この旨を契約書に明らかにしておかなければならない。

- 3 検査員は、前2項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約者に取り替え、補修その他必要な措置をとらせ、再検査をしなければならない。

(検査の立会い)

第119条 検査は、契約者又はその代理人（以下この条において「契約者等」という。）の立会いのもとにこれを行なわなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、正当な理由なく契約者等が立ち会わない場合であって、当該契約の履行の確認ができるときは、欠席のまま検査することができる。この場合において、検査の結果について契約者等は、立ち会わないことによる異議の申立てをすることができない。

- 3 検査員は、前条に規定する検査を実施しようとするときは、必要に応じて、当該契約に係る監督員又は検査員以外の職員の立会いを求めることができる。

(検査調書の作成)

第120条 検査員は、第118条に規定する検査の結果、当該契約の履行が確認されたときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、第109条第1項第1号の規定により契約書の作成を省略したものについては、関係帳票類にその旨を記録することによって、これを省略することができる。

(部分払)

第121条 予算執行者は、契約履行の完了前の既納部分又は既済部分に相応する契約金の一部を支払う特約があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において部分払をすることができる。

(1) 物件の買入契約 既納部分に相応する契約金額

(2) 工事又は製造その他の請負契約 既済部分に相応する契約金額の10分の9に相当する額

(3) その他部分引渡しの特約のある契約 既納部分又は既済部分に相応する契約金額

- 2 前項第2号の規定による部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、予算執行者が特に必要と認めるときは、回数を増減することができる。

(1) 500万円以上1,000万円未満 1回

(2) 1,000万円以上3,000万円未満 2回

(3) 3,000万円以上 3回

- 3 前2項の規定により2回以降の部分払をしようとするときは、その都度、当初からの既納部分又は既済部分について第1項に規定する金額を算定し、当該算定した金額から前回までの支払済額を控除して得た額をもって、今回の部分払の支払額とする。この場合において、前金払された金額があるとき

は、既納部分又は既済部分の割合に応ずる当該前金払の金額をその都度算出し、これを部分払の金額から差し引くものとする。

(契約金の支払)

第122条 予算執行者は、第118条の規定による検査に合格したものでなければ当該契約に係る支出の手続をとることができない。

2 予算執行者は、第112条の規定により契約を解除したときは、当該契約履行の完了前の既納部分又は既済部分で検査に合格した部分に相応する契約金を支払うものとする。

3 契約金の一部について、前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の契約金の支払の際にこれを精算するものとする。

附 則 (平成31年3月29日規則第4号)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(支出に関する経過措置)

第2条 この規則による改正後の鞍手町財務規則第58条から第61条までの規定は、施行日以降の会計年度(前年度からの繰越しを含む。)から適用し、その前年度に係る出納整理期間中の収入又は支出命令については、なお従前の例による。

(契約等に関する経過措置)

第3条 この規則による改正後の鞍手町財務規則第73条及び第88条から第122条までの規定は、施行日以降の会計年度から適用し、施行日前に入札の公告又は入札者の指名通知を行っている同日以後の契約については、なお従前の例による。